

## ④ 経済的負担のサポート

### ○ 紙おむつの医療費控除

主治医が治療上紙おむつを使用することが必要であると認めた場合、紙おむつ購入の金額が医療費控除の対象となる場合があります。

(所得税・住民税を課税される方が本人又は被扶養家族の医療費、おむつ代等の金額を支払ったとき。)

【問い合わせ先】 健康長寿課 介護保険担当

### ○ 所得税・住民税申告の際の障害者控除

障害者手帳をお持ちでない65歳以上の方でも、寝たきりや認知症により日常生活に支障があり、一定の基準を満たす場合には、市が交付する「障害者控除対象者認定書」を提示することで控除を受けることができます。

この認定は、本市の障害者控除対象者認定基準にもとづき決定します。

【問い合わせ先】 税金・控除額については

・・・税務課 市民税担当

「障害者控除対象者認定書」の交付については

・・・健康長寿課 介護保険担当

### ○ 高額療養費制度

医療機関に支払った1ヶ月の一部負担金が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます。

\*自己負担限度額は、所得により異なります。

【対象者】 1. 国民健康保険加入者で70～74歳までの方

※対象者にはお知らせを送付します。市役所で申請の手続きをしてください。

2. 後期高齢者医療制度の方

・75歳以上の方

・65歳以上74歳の方で、一定の障害がある方

【問い合わせ先】 国民健康保険室

## ○ 重度心身障害者の医療費助成制度

心身に重度障害を持つ方が医療機関等で健康保険を使って診療を受けた場合、保険診療にかかる自己負担のうち、医療費分を公費で助成します。

【対象者】医療保険に加入している方で、次の要件《1》《2》に該当する方が対象です。

《1》 次のいずれかにあてはまること

- 身体障害者手帳 1級～3級
- 療育手帳 A
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2級
- 障害年金 1・2級

《2》 本人及び本人の生計維持者の所得が一定額未満であること。

【問い合わせ先】福祉課 障害担当

## ○ 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業

在日外国人などの高齢者で、国民年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができなかった方に、福祉給付金を支給します。

【対象者】昭和61年3月31日以前から日本に居住し、本市に住民登録をしている方または本市に係る被措置者のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない方。※その他要件があります。

【問い合わせ先】健康長寿課 高齢者担当



## ●金銭管理などのお手伝い●

### ○ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力の十分でない方が地域でできる限り自立した生活をしていくために、福祉サービスの利用手続きやそれに付随した日常的な金銭管理等の生活支援を行います。

【対象者】自己決定能力が低下しているために、様々なサービスを適切に利用することや金銭管理がうまくできない方。  
ただし、本契約の内容をりかいできること。

【利用者の負担金】・1時間以内 1,000円  
（1時間を超える場合は、15分ごとに250円加算）  
・交通費 1kmあたり20円  
・書類等預かりサービス 月額300円

【問い合わせ先】富士吉田市社会福祉協議会 （23-8105）

### ○ 成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分になり、お金の管理や契約行為などが難しくなったときに、援助者（後見人等）が、ご本人に代わって貯金や不動産などの財産を管理したり、契約を行います。

【対象者】認知症や知的障害、精神障害により判断能力が不十分な人

【問い合わせ先】地域包括支援センター

